

平成 30 年 6 月 19 日

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により
被害を受けた方々への支援について

この度の平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用市町村にお住まいのお客様に対し、お届出印鑑の喪失等の被害について、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

大阪府：大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、
箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上